

会 議 録

| | |
|-------|--|
| 会議の名称 | 西東京市都市計画マスタープラン策定市民懇談会（第5回） |
| 開催日時 | 平成15年2月4日 午後7時00分から9時10分まで |
| 開催場所 | インゲビル3階会議室 |
| 出席者 | （委員）堀越座長、永田副座長、青木委員、宇賀神委員、奥村委員、 武田委員、田中（雅）委員、田中（政）委員、鶴野委員、 鳥塚委員、中島委員、野中委員、蓮見委員、村田委員、 山下委員、米山委員 （欠席：大森委員、佐伯委員、沼委員、松川委員） （事務局）斉藤都市計画課長、館岡都市計画係長、松本主任、増岡主事 |
| 議 題 | 「都市計画マスタープラン策定にあたっての諸条件」及び「全体構想の基本的内容」に関する検討等 |
| 会議資料 | 1 市民懇談会スケジュール（予定） 2 都市計画マスタープラン策定にあたっての諸条件 3 都市計画マスタープラン全体構想（中間まとめ案） |
| 会議内容 | 会議内容の要点記録 |

| 発言者名 | 発言内容 |
|--------------------------|---|
| 事務局 | 挨拶、定足数に達していることの報告。新委員の紹介（西武鉄道株の人事異動により、藤井委員から田中雅樹委員へ交代。） |
| 座長 | 開会宣言 |
| 以下、発言者は記述せず、論点ごとに要点を筆記する | <p>【議事の要点】</p> <p>1．第4回市民懇談会会議録について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要点筆記の形式をとっているが、各委員の意見が十分に記述されていないとの意見が出された。 ・これに対して意見交換が行われ、記述形式はこれまで通り要点筆記とするが、記載内容に漏れがあると感じられた場合には、委員から事務局に申出ていただき、必要に応じて修正することとなった。（案到着後1週間程度の期間を原則とするが、その後であっても柔軟に対応する。） <p>懇談会閉会后、第4回市民懇談会会議録についての申出は無し。</p> <p>2．都市計画マスタープラン策定にあたっての諸条件について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープランの策定にあたっては、可能な限り自由に意見をいただいて反映に努めるべきであるが、同時に様々な前提条件や制約条件もあるため、それらについてコンサルタントから説明がなされた。 ・具体的には、上位計画である総合計画で定める基本的な内容、都市計画マスタープランの性質、既存の計画や他の主体による計画、計画の決定プロセスと主体に分けて説明がされた。 ・これに対して、委員から次の質問（～）と意見が出された。 法では総合計画（厳密にはそのうちの基本構想部分）と同時に、東京都の定める「整備・開発又は保全の方針」に即して定めることとされているが、後者に対する説明がなかった。 都市計画道路の廃止等により訴訟となった場合、市が敗訴するとあるが、表現として適切か。具体的な事例を踏まえて記述しているのか。東京都等による事業については、問題があるのであれば「事業化しないよう要請する。」と明文化する努力を行うべきではないか。 地域からの発想があって市全体のまちづくりの方向性を決めるべきであり、現在の考え方は発想が逆ではないか。 総合計画の内容自体は優れており問題は少ないが、その実現に向けていかに市民と行政が協調して取り組むかが重要である。現在は意識の乖離が著しい。 「財政による制約にとらわれ過ぎず目標を設定すべき」とあるが、厳しい経済状況の中、無駄な投資を控える等の取り組みは重要である。 <p>～ に対して、事務局から次のような説明がされた。</p> <p>「整備・開発又は保全の方針」は確かに上位計画となるが、法改正により「都道府県マスタープラン（整備・開発及び保全の方針）」となり、現在東京都でその策定が進行中であるため、あえて掲載しなかった。</p> <p>確かにそのような事例が現実には多いとはいえないため、該当部分の表現は削除していただきたい。</p> <p>国や東京都などに対しても地域にとって問題がある事業が計画されているのであれば、反対の意思表示を行っていくのは当然である。</p> |

3. 全体構想の基本的内容について

- ・全体構想の基本的内容については、前回まで基本理念と将来像を中心に意見を伺ってきたが、まちづくりの方針に関するものも多かったため、事務局では、それらを含めた形式で14年度の検討の区切りとしての「中間まとめ」を作成してきたことが説明された。
- ・そしてその構成は、「まちづくりの基本理念」「まちの将来像」「まちづくりの方針」の各々について、「現在の素案」「これまでの市民懇談会で出された主要意見」「修正・充実の方向性」を整理していることが説明された。
- ・その結果、次のような意見が出された。

【まちづくりの基本理念関連】

「人々がいきいきと暮らせるまち」が全てを集約した表現であり、その他に例示されている基本理念は個別分野的なものであると思う。西東京らしいまちづくりが重要であり、広域幹線道路の整備は放棄して田畑などの豊かな緑に包まれ、小さな商店が点在する昔ながらの家庭的なまちづくりを目指すというのもひとつのあり方である。

【自然環境関連（一部は交通網・防災とも関連）】

畑地を中心とした自然的景観は重要な市の資源であり大切にすべきである。

緑を中心とした景観という観点からは、街路樹に枝葉が大きく育つケヤキなどを採用するのが望ましい。杉並区阿佐ヶ谷周辺では、駅前通りにすばらしい並木を整備して、後背住宅地の生活道路は一方通行化するなどの取り組みを行っており、参考になる。

市民運動により幹線道路内に緑地を確保した例もある。こうした取り組みにより、市全体を「公園都市」と呼べるようなまちにしたい。

延焼遮断の機能をもつ街路樹の充実が重要である。

畑は、地場野菜が入手できるという貴重な役割も担っている。

23区内の住宅が全て5階建てになれば、1,200万人の都民全てが居住できるという試算もある。農業中心の緑を生かした郊外型のまちづくりをすべきである。

【交通網関連（一部は防災や自然環境とも関連）】

都市計画道路の整備推進を望む声は全くなかったはずである。生活道路の充実が重要であるが、広域幹線道路は不要であり車を排除すべきである。

通過交通を生むだけの都市計画道路には問題が多いが、防災面やにぎわいの創出など、メリットもある。

「安全・安心」は西東京市でも重要なまちづくりのテーマであり、防災面からは、延焼防止や消防活動の円滑化等のため、交通安全面からは、十分な歩道を確保し交通事故を防ぐため、都市計画道路を含む幹線道路の整備も重要である。

20数%の緑被率のうち7%分を占める東大農場を分断する都市計画道路があるが、緑の重要性を認識しつつ、広幅員の道路整備を推進すれば、みどりを失うことになるため、その矛盾解決に向けた取り組みが必要である。

道路が無く、緑が多いまちとは、仕事をリタイアしてから住みたくなるまちの姿として、研究対象の側面から興味がある。

【住宅・住環境関連】

建築確認の権限が市にないため、戦略性をもった都市景観づくりが難しい現状にある。一定規模以上の建築着工に関する情報収集等により良質な建築を誘導し、誇れるような美しい都市づくりを行うことが望まれる。

国立で高層マンションの上層部撤去が認められたのは、地元の地道な取り組みがあったからではないか。（コンサルタントから、用途地域等の最低限度の規制では望ましいまちができるとは限らないため、国立では地区計画制度という建築に関するローカルルールを定めていたことが住民側勝訴につながった面があると考えられることが紹介された。）

用途地域を一律に緩和することは問題であるが、保谷駅北口に整備されている都市計画道路の沿道については、地元の負担により道路が新設されるわけであり、感謝すべきである。

基本的に「住宅が中心のまち」という将来像には間違いがないだろう。ヨーロッパでは厳しい私権制限を市民の総意で受け入れ、高さを抑え、石造りの外観を残すなど伝統的な町並みを保全している。国民性の違う日本では難しいと考えられるが、学びたいところである。

低層住宅が中心の静かなまちに住めることを誇りに思っている。西東京市にも建築主事を置くことで、建築規制・誘導に主体的に関与できるようにすることが望ましい。

周辺住宅地や道路の日当たりを損ねる高層マンションの建設は抑制するべきである。

良好な住環境を求めるならば、市民は、用途地域の見直し時に積極的に意見を発言すべきである。

【防災関連】

消防では狭い道路網の地区に対して、小型のポンプ車の導入等を進めており、道路拡幅と両輪の取り組みとして進めて生きたい。

【活性化・産業関連（一部は合併を踏まえたまちづくりのあり方にも関連）】

さいたま市では、合併の機会を生かして、国道バイパスの無料化を検討したり、見沼田圃の斜面林の買取り制度を導入したりするなどの工夫を行っている。サッカーチーム（浦和レッズ）を核とした結びつきの強化も進められている。西東京市でも検討したい。（事務局より、将来は生産緑地の買取りを進める計画があること、西東京市では合併の目玉事業として「はなバス」を導入したことが説明された。）

サッカーについては、西東京市の商工会などでFC東京を応援する体制づくりを始めている。早稲田大学のラグビー部練習場が移転したが、移転先では優勝パレード等も実施されており、本市でも今後の教訓とすべきである。

用途地域の見直しにより準工業地域が減少しているが、周囲が住宅になると就業制限が強くなるなど市内の工業の活性化にとって問題である。（事務局より、今回の準工業地域の住居系地域への変更は、すで

に工場が転出した後にマンションが建設されたことによるものであり、市として工業・準工業地域の減少を誘導しているのではないとの説明がなされた。)

小さく散在している商店街の区域を明確にし商店街としてつなげる取り組みが必要である。

将来像として、まちの活性化のためには、住宅と工業等が共存した職住一体のまちづくりが必要である。

東伏見駅前にはアイスホッケー場があり、まちの活性化のため、地元参加でチームをつくることも考えられる。

【まちづくりの進めかた関連】

早い段階から徹底的な話し合いを行っておくことが、結局は事業を円滑化させることにつながる。

4. 市民説明会の開催について

- ・事務局から、2月5日から市内10箇所で用途地域等の見直しと共催で市民説明会を開催すること、自由にパネル展示をご覧いただき、随時職員が説明にあたる「オープンハウス」形式を採用する予定であることが説明された。
- ・委員より、本懇談会の委員は積極的に参加するべきとの提起がされた。
- ・別の委員より、用途地域等の見直しに関しての、本懇談会委員の権限について質問があり、事務局より、説明会での一般市民の方々からの意見と同等とさせていただく旨の説明がされた。

5. 次回の開催日時・開催場所について

- ・次回第6回の懇談会は、3月14日(金)の午後7:00からとする。

【懇談会後に委員より提出された意見の要点】

なし

(以上)